

子育てや介護保険の手続きなどがオンライン申請で可能に！

問合せ 企画財政課 総合政策担当 ☎991-1818

4月3日(月)から子育てや介護保険などに関する一部の行政手続きがオンラインで24時間いつでも申請できるようになりました。便利で簡単なオンライン申請を「ぴったリサービス」からぜひご利用ください。
利用するためには、マイナンバーカードなどが必要となります。



ぴったリサービスの
接続はこちらから



▶申請できる手続き

手続名	内容	担当部署
児童手当	児童手当の受給に伴う手続きや、住所変更の届け出など	すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876
保育園	保育園の利用申込に伴う手続きなど	
妊娠届出	妊娠に伴う届け出 ※母子健康手帳の発行時に面談があります	保健センター☎992-3170
介護保険	要介護・要支援認定に伴う申請や介護保険負担限度額認定申請など 福祉用具や住宅改修などの介護保険サービスに伴う支給申請	いきいき福祉課介護保険担当 ☎991-1886
罹災証明	地震や風水害時などにおける罹災証明書の申請	税務課資産税担当 ☎991-1831

埼玉県議会議員一般選挙投票日

問合せ 松伏町選挙管理委員会 ☎991-1893

■投票日 4月9日(日)

■投票時間 7:00~20:00

令和5年4月29日任期満了に伴う埼玉県議会議員一般選挙が行われます。

▶投票できる方

平成17年4月10日までに生まれた方で、令和4年12月30日までに転入の届出をし、引き続き松伏町の住民基本台帳に登録されている方。

※松伏町の選挙人名簿に記載されている方が県内の他の市町村へ住所を移した場合でも、市町村長が発行する「引き続き埼玉県内に住所を有する証明(引き続き証明)」(無料)の提示、または投票所において「引き続き埼玉県内に住所を有する事の確認」を申請することで、松伏町で投票することができます。県外へ住所を移した方は、投票をすることができません。

▶有権者に入場整理券を送付します

入場整理券には、投票所や投票時間が記載されています。ご確認のうえ、投票日当日は指定された投票所へ入場整理券を持参し、投票してください。

▶期日前投票について

投票日の当日、仕事や旅行などにより、入場券に記載された投票所での投票ができない方は「期日前投票」ができます。

※最終日の8日(土)は混雑が予想されますので、期日前投票期間を有効に利用してください。

期 間/4月1日(土)~8日(土)

時 間/8:30~20:00

場 所/役場第二庁舎3階 301会議室 持ち物/入場整理券(未着の場合は持参する必要はありません。)

▶不在者投票について

身体に重度の障がいがある方や、要介護認定を受けていて一定の条件を満たす方は、ご自宅で郵便による「不在者投票」ができます。不在者投票を行うためには別途手続きが必要となりますので、希望される方は早めに申請してください。その他、出張等で投票日の当日、投票所へ来られない方も不在者投票ができる場合がありますので、お問い合わせください。

▶開票について

参観を希望される方は、当日、会場にて受付をしてください。日 時/4月9日(日)20:50~

場 所/B&G海洋センター体育館 ※会場の都合により、入場数を50名に制限します。

お願い 投票に来られる方はマスクの着用を推奨します。※使い捨て鉛筆を使用しますが、持参した鉛筆・シャープペンシル等も使用可能です。